

公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号、以下「法」という。）に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の変更案を作成したので、法第１９条第７項の規定により、下記のとおり公告する。

令和８年７月２２日

陸前高田市長 佐々木

拓



記

１ 縦覧に供する地域計画の変更案の地区名

矢作地区、竹駒地区

２ 地域計画の変更案の縦覧期間

令和８年７月２２日から同年８月４日まで

３ 地域計画の変更案の縦覧場所

(１) 陸前高田市役所農林水産部農林課内（陸前高田市高田町字下和野１００番地）

(２) 陸前高田市ホームページ

４ 意見書の提出期限及び処理方法

法第１９条第７項の規定により、地域計画の変更案について意見書を提出する場合は、縦覧期間満了の日までに陸前高田市農林水産部農林課に提出すること。

なお、提出された意見書について、要旨、提出数及びその処理の結果を公告する。